

施工時期選択可能工事制度（余裕期間制度：任意着手方式）の実施について

施工時期の平準化に向け、建設業者が有する人材・資機材等の安定的・効率的な活用ができるよう、受注者が工事開始日を選択できる施工時期選択可能工事制度（余裕期間制度：任意着手方式）を実施するもの

[任意着手方式]

- ・発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者が工事開始日（工事の始期）を選択する方式である。
- ・工期は、受注者が発注者の承認を受け決定した工事開始日から発注者が指定する工事日数を加えたものとなる。

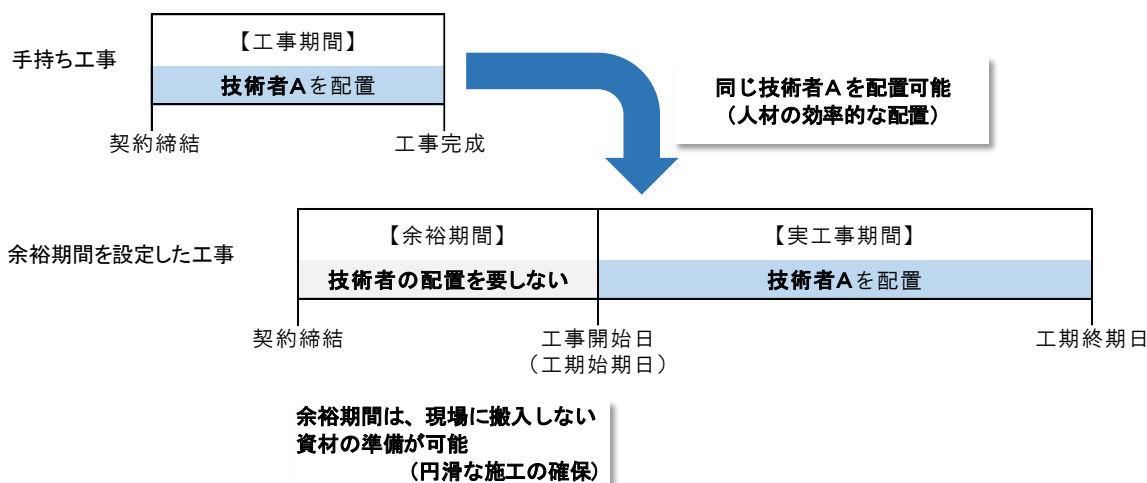
[当市における対象工事]

次の条件すべてを満たす建設工事

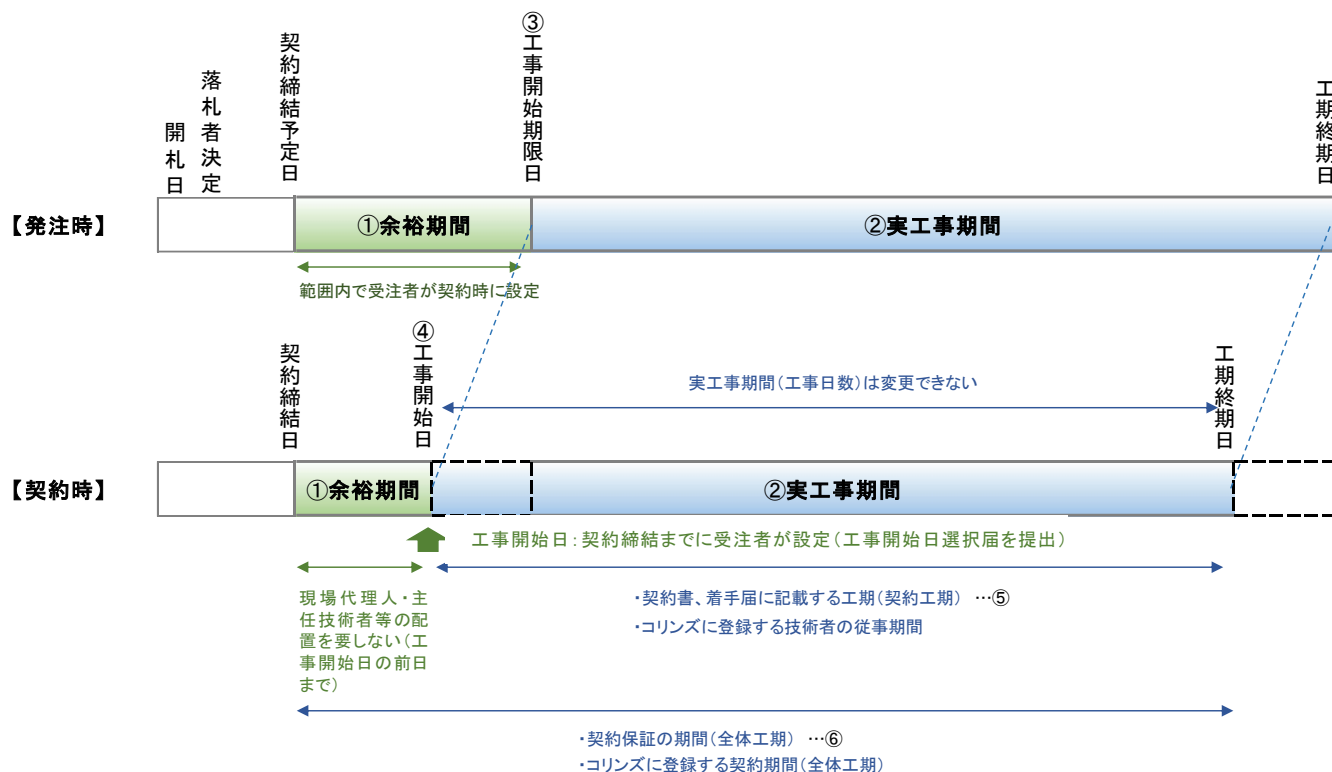
- ・ 予定価格が 200 万円超 2,000 万円未満で入札に付する工事（災害復旧工事など緊急性のある工事、連続工事などにより発注者側で工事開始日を制限する可能性が高い工事及びゼロ交付金事業等発注者が着手日を指定する工事を除く。）
- ・ 次の条件のうち、ア又はイのいずれかを満たすもの
 - ア 1 月から 3 月までに支出負担行為を行うもののうち、債務負担行為の期間終了までに標準工期を確保できる工事又は繰越明許の議会承認を受けた工事で期間終了までに標準工期を確保できる工事
 - イ 4 月から 12 月までに支出負担行為を行うもののうち、12 月末日までに契約を締結し、当該年度内に標準工期を確保できる工事
- ・ 工事開始期限日を設定した場合、諸条件（設計変更による所要日数の変更、工事中止による工期延長等）を考慮しても繰越が生じる可能性がない工事
- ・ 竣工日又は供用開始日が定められていない工事

[手持ち工事と余裕期間を設定した工事の関係] …余裕期間設定のメリット

- ・ 公共工事の施工に当たっては、建設業者は、一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を配置しなければならないが、資格者には限りがある。工事の時期を平準化することにより、資格者不足により入札に参加できない事態を防ぐことができ、それによって、入札不調・不落の抑制など、安定的な施工を確保することができる。
- ・ 年間を通じて工事量が安定することにより、工事に従事する者の処遇改善や、人材、資機材等の効率的な活用により、建設業者の経営の健全化等に寄与し、工事の担い手の確保につながる。



[任意着手方式イメージ]



①余裕期間

契約締結予定日（契約締結日）から工事開始の期限日（契約締結後は、工事開始日）となる日の前日までの期間

余裕期間は、契約ごとに、工期の30%を超えない範囲で設定する。工事の円滑な施工や体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができる期間となる。

②実工事期間

工事開始日（工期の始期日）から工期の終期日までの期間

実際に工事を施工するために必要な期間で、資材の搬入や仮設物の配置などの準備や後片付けを含む。

③工事開始期限日

発注者が設定する工事開始の期限となる日

④工事開始日

発注者が示した工事開始期限日までの間で受注者が設定する工事の開始日（工期の始期日）

⑤契約工期

実工事期間（受注者が設定した工事開始日（工期の始期日）から工期の終期日まで）
契約書や着手届に記載する工期は、実工事期間となる。

⑥全体工期

契約締結日から工事完成期日までの期間